

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	消防防災安全課	検索番号	4 - 1 1
法令名	高圧ガス保安法	根拠条項		35-1	
許認可等	保安検査機関の指定				
<p>高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)            (保安検査)</p> <p>第35条 第1種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設(経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。)について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>一 特定施設のうち経済産業省令で定めるものについて、経済産業省令で定めるところにより協会又は経済産業大臣の指定する者(以下「指定保安検査機関」という。)が行う保安検査を受け、その旨を都道府県知事に届け出た場合</p> <p>二 自ら特定施設に係る保安検査を行うことができる者として経済産業大臣の認定を受けている者(以下「認定保安検査実施者」という。)が、その認定に係る特定施設について、第39条の11第2項の規定により検査の記録を都道府県知事に届け出た場合</p> <p>2 前項の保安検査は、特定施設が第8条第1号の技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。</p> <p>3 協会又は指定保安検査機関は、第1項第1号の保安検査を行つたときは、遅滞なく、その結果を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>4 第1項の都道府県知事、協会又は指定保安検査機関が行う保安検査の方法は、経済産業省令で定める。</p> <p>[参考条文1]            高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)            (指定等)</p> <p>第58条の30の3 第35条第1項第1号の指定は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める区分に従い、他人の求めに応じて保安検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 第58条の19から第58条の24まで及び第58条の27から第58条の30までの規定は、指定保安検査機関に準用する。この場合において、第58条の19、第58条の20、第58条の20の2及び第58条の30中「第20条第1項ただし書」とあるのは「第35条第1項第1号」と、第58条の20、第58条の21から第58条の24まで、第58条の28及び第58条の30中「完成検査」とあるのは「保安検査」と、同条中「第20条第4項」とあるのは「第35条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>[参考序文2]            高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)            (欠格条項)</p> <p>第58条の19 次の各号の一に該当する者は、第20条第1項ただし書の指定を受けることができない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者</p> <p>二 第58条の30の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前2号の一に該当する者があるもの</p> <p>[参考条文3]            高圧ガス保安法(昭和26年6月7日法律第204号)            (指定の基準)</p>					

(様式1)  
 審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	消防防災安全課	検索番号	4 - 1 1
法令名	高圧ガス保安法		根拠条項	35-1
許認可等	保安検査機関の指定			
<p>第58条の20 経済産業大臣は、第20条第1項ただし書の指定の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 経済産業省令で定める機械器具その他の設備を用いて完成検査を行うものであること。</p> <p>二 経済産業省令で定める条件に適合する知識経験を有する者が完成検査を実施し、その数が経済産業省令で定める数以上であること。</p> <p>三 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて経済産業省令で定める構成員の構成が完成検査の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 前号に定めるもののほか、完成検査が不公正になるおそれがないものとして、経済産業省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>五 完成検査の業務を適確かつ円滑に行うに必要な経理的基礎を有するものであること。</p> <p>六 その指定をすることによつて申請に係る完成検査の適確かつ円滑な実施を阻害することとならないこと。</p> <p>[参考序文4]          高圧ガス保安法に基づく指定試験検査機関等に関する省令(平成9年3月24日通商産業省令第23号)          第24条(指定保安検査機関に係る指定の区分)          第25条(指定保安検査機関に係る指定の申請)          第26条(保安検査に係る検査設備)          第27条(保安検査を実施する者に係る要件)</p> <p>[参考条文5]          高圧ガス保安法に基づく指定完成検査機関等の指定について(平成12年12月22日付平成12・09・20立局第3号)          上記の件について、(略) 指定保安検査機関については、従前どおり指定完成検査機関の指定要領と同様の内容で運用するものとする。          指定完成検査機関の指定要領</p>				